

平成23年7月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成23年7月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年7月7日（木） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会期の決定
  - 3 議事日程の決定
  - 4 会議録署名委員の指名
  - 5 議案第16号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第17号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 6 その他
    - (1) 平成23年6月市議会定例会の報告について
    - (2) 平成23年6月市議会定例会で議決された意見書について
    - (3) 平成23年度全国学力・学習状況調査について
    - (4) 平成23年度市川市還暦式について
    - (5) 第3回博物館サマーフェスタの開催について
  - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第16号 市川市教育振興審議会への諮問について  
議案第17号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱について  
議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について  
議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱について
  - 2 その他
    - (1) 平成23年6月市議会定例会の報告について
    - (2) 平成23年6月市議会定例会で議決された意見書について
    - (3) 平成23年度全国学力・学習状況調査について

(4) 平成23年度市川市選曆式について

(5) 第3回博物館サマーフェスタの開催について

5 出席委員 宇田川 進  
吉岡 博之  
五十嵐 芙美子  
中村 ふじ江  
内田 茂男

6 欠席委員 田中 庸惠

7 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
生涯学習部長	倉橋 常孝	教育総務部次長	高坂 哲
学校教育部次長	藤間 博之	生涯学習部次長	角来 富美枝
教育政策課長	大野 英也	人事福利担当室長	竹中 秀成
就学支援課長	高橋 まゆみ	教育施設課長	金子 登志夫
義務教育課長	赤石 欣弥	指導課長	押田 敏郎
保健体育課長	水嶋 雅	教育センター所長	平山 淳子
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	中央図書館長	松本 雅貴
考古博物館長	新木 等	自然博物館長	宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	竹内 博之
〃	主 幹	山田 浩一
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	木村 栄利子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	副主幹	関原 一久

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第16号 市川市教育振興審議会への諮問についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをごらんください。本案につきましては、平成22年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を市川市教育振興審議会へ諮問する必要があるために提案するものでございます。審議会への諮問の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。この点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し、学識経験を有する方の知見の活用を図ることが求められておりますので、その知見の活用を図るため、点検及び評価に関する事項につきまして、7月14日に予定しております第1回目の市川市教育振興審議会においてご意見をいただくために諮問するものでございます。なお、配付させていただいております諮問資料集案、内部評価報告書でございますけれども、教育委員会の内部で構成されております内部評価委員会におきまして、22年度の施策の推進につきまして、点検及び評価を行いました後に、教育委員の皆様にも先日ご意見をいただきまして、その結果をまとめさせていただいたものでございます。審議会の諮問資料の一部としてこれを提出させていただく予定でございます。以上、市川市教育振興審議会への諮問についてご説明をさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第17号 市川市幼児教育振興審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料につきましては3ページから4ページでございます。本審議会につきましては、幼児教育の振興、充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、調査、審議をしていただいているところでございます。その委員の構成につきましては、4ページにございますように、学識経験者の1号委員が4名、幼稚園関係者の2号委員が4名、保育園関係者の3号委員が4名、小学校関係者の4号委員1名、合わせて13名となっております。審議会の委員の任期につきましては、平成21年7月7日から平成23年7月6日までの2年間となっておりますことから、全員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱をお願いするために提案させていただくものでございます。今回の委嘱委員候補者につきましては、市川市幼児教育振興審議会条例第3条に定められております13名の委員ということになりますが、その内訳につきましては、新任の委員の方が9名、再任の委員の方が4名となっております。なお、候補者の選任につきましては、改めまして今回、議会、各大学及び関係団体に推薦依頼をいたしまして、ご推薦いただいたところでございます。今回の委嘱委員の任期につきましては、本日平成23年7月7日から平成25年7月6日までの2年間になります。なお、委員13名のうち、最高年齢は63歳、最低年齢は30歳、平均年齢50.4歳でございます。なお、女性委員の登用率は、委員13名中10名ということで76.9%となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第18号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料は5ページから8ページでございます。よろしくお願いたします。提案理由でございますが、市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、第2、第3、第4号委員の任期満了に伴い解嘱となりますので、新たに委員を委嘱するため提案させていただくものでございます。後任の委員は、第2号委員の学識経験者6名のうち、1名が再任、5名が新規の委嘱となります。再任は江間寛様でございます。市川市自治会連合協議会からのご推薦で、現在、同協議会の理事並びに高石上自治会長を務めておられます。次に、新規の委嘱でございますが、中嶋貞行様は市川少年文化推進

会議からのご推薦で、現在、同推進会議副会長を務めておられます。石橋行子様は市川市民生委員児童委員協議会からのご推薦で、現在、同委員会副会長を務めておられます。高石治一郎様は市川市PTA連絡協議会からのご推薦で、現在、同協議会幹事並びに行徳小学校PTA会長を務めておられます。緒方紀子様は市川市子ども会育成会連絡協議会からのご推薦で、現在、同協議会副会長を務めておられます。木村太郎様は市川市青少年相談員連絡協議会からのご推薦で、現在、同協議会書記を務めておられます。次に、第3号委員は小中学校長からで、2名とも再任となります。なお、ともに市川市立小中特別支援学校校長会連絡協議会からのご推薦でございます。市川市立南行徳中学校菅原繁校長でございます。もう1名は、市川市立中山小学校川添茂校長でございます。次に、第4号委員は市長部局からの職員からで、2名とも再任でございます。街づくり部都市計画課福田裕課長でございます。もう1名は、道路交通部森谷政司次長でございます。なお、委嘱期間は、本委員会で議決のあった日から平成25年7月の定例教育委員会議決日の前日までとなります。以上、市川市立小中学校通学区審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第19号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

お手元の資料9ページから10ページをごらんください。市川市社会教育委員15名のうち2名の委員から、4月より6月上旬までの期間におきまして、推薦団体の役職変更により解嘱の申し出がございました。内訳といたしまして、社会教育委員設置条例第2条第1項第2号によります社会教育の関係者及び第4号によります学識経験者の各1名の委員が解嘱となり、同条例第3条により、新たに2名の補欠の委員を委嘱するものでございます。具体的には、社会教育の関係者で、前市川市PTA連絡協議会副会長の石井秀幸委員の後任に、現市川市PTA連絡協議会事務局次長の幸前彦加史氏を、次に、学識経験者で前市川市議会環境文教委員長の松永修巳議員の後任として、市川市議会環境文教委員長の堀越優議員を委嘱するものでございます。解嘱については、平成23年7月の定例教育委員会の議決のあった日の前日とし、委

嘱は、同じく平成23年7月の定例教育委員会で議決のあった日とするものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間であります平成24年9月30日までとなります。このことによりまして、全体で男性委員は11名、女性委員は4名となり、女性委員の構成比率は26.6%となります。また、委員の最高年齢は75歳、最小年齢は46歳で、平均年齢は61.8歳となっております。以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。幸前さんと堀越さんの委嘱年月日のところの日にちが7月何日と空欄になって入っていないんですけれども、ミスプリなのかしら。

○ 生涯学習振興課長

失礼しました。この議決のあった日ということになりますので、本日でございます。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第20号 市川市少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 地域教育課長

議事日程資料の11ページから12ページでございます。市川市少年センター運営協議会委員を委嘱したいので、議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、市川市少年センター運営協議会委員の任期が平成23年7月16日をもって満了となるため、市川市少年センター設置条例第6条第2項及び市川市少年センター設置条例施行規則第2条に基づき、新たに15名の委員の委嘱が必要となるため、提案させていただくものでございます。新委員候補者名簿につきましては、資料12ページのとおりでございます。委員候補者15名のうち今回新任となる委員候補者は、1号委員、教育関係者になります。松永潤委員、渡邊誠委員、大嶋章一委員。2号委員、児童福祉関係者でございます。戸村孝委員。3号委員、警察関係者になります。佐藤俊春委員。5号委員、民間有識者になります。藤木裕子委員の6名でございます。したがって、再任の委員候補者は9名でございます。委員候補者の男女構成は、男性11名、女性4名となっており、女性の比率が約28%でございます。年齢構成につきましては、平均年齢は57歳7カ月でございます。最高年齢は74歳で、最低年齢は46歳となっております。40歳代から70歳代まで幅

広い年齢構成になっております。任期につきましては、平成23年7月17日から平成25年7月16日までの2年間となります。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成23年6月市議会定例会の報告についてを説明してください。

○ 教育次長

平成23年度6月議会定例会でございますが、お手元の資料では13ページから16ページになります。議案と一般質問がございました。まず会期でございますが、6月10日から24日の15日間でございます。教育委員会にかかわる議案の質疑及び委員会付託の内容は、平成23年度の一般会計補正予算でございます。補正議案の質問者は4名でした。その中から主な答弁内容についてご説明をいたします。まず13ページ、質問者4名を書いておりますが、守屋議員の質問でございます。塩焼小学校放課後保育クラブの建物の借り上げ料についての答弁をいたしました。ここは地震の後の液状化によります現在の保育クラブの被災に対する対応でございます。これはリース物件のプレハブの建物がございましたが、その予算が増加するというので補正を上げております。その増加の主な理由を問われまして、その内容につきましては、入所児童の増加が今後見込まれること、それから35人学級等に今後も対応するというので規模、つまり床面積を増加するというご説明をいたしました。また、今後の液状化の対策ですが、地質調査を実施しまして、セメント系の固化剤と土を攪拌して締め固める、いわゆる地盤改良を実施するというご説明をいたしました。次に、資料14ページですが、戸村議員のご質問で、これは北方小学校の渡り廊下の補正内容についてです。震災の翌日には被災状況調査を実施しまして、危険な箇所については即時に進入禁止などの安全対策を実施しております。また、この6,300万円という補正を上げておるんですが、この中身としましては3校分の営繕工事の内訳でございますが、北方小学校につきましては、現在あります3階建ての渡り廊下の撤去工事にかかわるもので2,300万円、そのほか2校ございますが、液状化の被害が出ました塩浜小学校の給排水の修繕で1,000万円、それから塩浜中学校の液状化による校庭の整備と施設修繕で3,000万円、そのようにご説明いたしております。また、北方小学校の渡り廊下を撤去した後の対応をどうするのかにつきまして

ては、実は平成24年度に耐震改修を行う棟がございます。そちらとつないでいる渡り廊下でございますので、その渡り廊下の設置工事を24年の耐震改修工事とあわせて行うというご説明をいたしました。次が桜井議員のご質問で、同じ北方小学校の渡り廊下の構造についてのご質問でございます。渡り廊下の接合部はいわゆるエキスパンションジョイントということで、当時、新耐震設計基準前の昭和53年度の構造設計によりまして工事を実施しております。しかしながら、教室棟と管理棟の揺れが今回かなり激しくて、渡り廊下の特に接合部分が被災したということをご説明いたしました。次が宮田議員でございますが、やはり補正額の財源について聞かれておりますが、場所は北方小学校のこの渡り廊下のことでございます。被災の原因から国庫負担を受けられるのかという観点でのご質問でした。当時の構造基準に基づく設計と施工であります。ですから、市川市としては、被災対応については、既に千葉県を通して国に報告してありますので、今後、県の調査によって、あるいは国の財源によって決まるということでございます。以上が議案のほうでございます。次が一般質問です。15ページ、16ページになります。今回、教育委員会関係の質問者16名、そして通告を抜粋したものが15ページ、16ページに掲載してあります。中身ですが、特に今回東日本大震災等、それから原子力発電所事故による放射能の影響についてのご質問が大変多くありました。その答弁につきましては、まず危機管理部がございまして、その危機管理監が全体の対応を説明し、詳細については所管部長が説明するという流れでお答えしてきました。その主な答弁の内容で教育委員会のほう、特に学校教育部のほうで説明した内容について触れさせていただきます。お手元に資料はないんですが、項目に分けて説明いたします。まず放射線の測定ですが、きょう先ほどお配りしました広報にも全体の測定の結果が出ておりますが、まず千葉県としましては、市原市にあるモニタリングポストで大気中の空間放射線量をはかっております。事故前の数値近くまでは下がってきていますが、まだ市民から放射線測定の要望がかなり出ておりますので、市川市としましては、「広報いちかわ」の2ページ目にありますが、6月3日から簡易測定器を使った大気中の空間放射線量を、実施して公開しているという説明をいたしました。結果ですが、これまでの小中学校等の測定結果では、0.15から0.34マイクロシーベルト毎時という状況でございます。この数値は心配される数値ではないということでございますが、今後も継続的にモニタリングの場所を決めて調査していくことになっております。すべて地域のバランスを見ながら進めてまいりたいという説明をいたしました。それから、ご心配の1つにプールがありまして、そのプールの実施につきましては、水なので、県の薬剤師会検査センターへの委託によりまして水質検査を実施しました。その結果は、安全が確認できたということで、段階的にプール授業を開始していくというご説明をいたしました。また一方、ご心配される保護

者の方もまだいらっしゃいますので、指導に当たっては保護者の意向も尊重しながら、見学等についても柔軟に対応していくという説明をいたしました。それから、給食についてもかなりご要望とかご心配が寄せられております。学校の給食材料につきましては、発注や使用に当たりまして、各学校が信用と実績のある地元業者と契約をしております。それから、契約に基づきまして、その都度産地と出荷制限等の最新情報を確認の上、安全性を優先した食材納入確保に努めているというご説明をいたしました。また、給食についても、やはり保護者の中に不安が残るような方もいらっしゃいますので、お弁当の持参等についても柔軟に対応をしていくというご説明をいたしました。それから、被曝量の低減に向けた対応ということでございまして、1つ県の研修が行われていることをご説明しました。放射線の専門家を講師としまして、養護教諭や栄養教諭、それから学校栄養職員等に対して研修会を開いております。特に放射線の基礎知識や子どもの被曝量を抑えるための留意点について研修を受けております。それから、教育委員会のほうからも指導をしております。5点申し上げますが、例えば手足などの肌についた砂と土は払い落とすとか、あるいは洗い流すということです。それから、手洗いとうがいの励行をする。3つ目は、水たまり、水等に触れないようにということ、4つ目が、雨天時や強風時の外の活用を控えるように、最後に、子どもたちの側溝清掃とか除草作業は控える、それらは教師とか大人が行うという流れがございまして。それからもう1つだけ、地震後の対応ということで、特に今回はちょうど下校時に重なっていたものですから、既に帰ってしまった子どもとか、あるいは学校にとどまっていた子どもがおります。保護者の帰宅困難な状況によりまして、その対応が課題となったわけがございまして。答え方としましては、今後の対応方針として4点申し上げました。1点は、一定規模の地震によって交通遮断や通信、特に電話がつかないような状況が起こった場合は、小中学校とも原則引き渡しとすると申し上げました。2つ目ですが、引き渡しに当たっては、学校からの連絡がなくても引き取りに来るように、あらかじめ保護者と共通認識をしておく。3つ目ですが、下校後や夜間あるいは休日等の対応としましては、児童生徒の安否確認の方策を講じておく。4つ目ですが、児童を引き渡すまでの間、今回泊まったという子どもたちもおるわけで、つまり預かりの環境を少し整備しなければいけないだろうというご説明をいたしました。地震の関係を中心に説明いたしましたが、そのほかにも幾つかご質問がございまして、そちらは割愛させていただきます。それから、この後、学校教育部から説明がありますが、環境文教委員会への請願の付託がございました。内容は、中学の歴史教科書の採択に関するものです。本請願は、本会議で採択されまして、議長から教育委員長あてに意見書が提出されておりますので、この中身につきましては、学校教育部のほうから説明をさせていただきます。私からは以上でござい

す。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。続きまして(2)平成23年6月市議会定例会で議決された意見書についてを説明してください。

○ 指導課長

このたびの平成23年6月定例議会におきます中学歴史教科書採択に関する意見書の2項目についてご説明申し上げます。資料は17、18ページとなります。1つ目ですけれども、教育委員会が法令に基づいた適正な採択をすること、2つ目としまして、教育委員会は、教科書採択委員会に全面的に依存することなく、市民に対して、公開により採択理由を説明し、質問する機会を設けることという2つの内容でございます。初めに、1つ目の教育委員会が法令に基づいた適正な採択をすることにつきましては、教科書の採択は適切な採択を確保するために、都道府県教育委員会は採択の対象となる教科書について調査研究し、採択権者におきましては、市川市教育委員会になります。採択権者に指導助言、援助を行います。調査研究を行うに当たりまして都道府県教育委員会は、専門知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者、これらから構成される教科用図書選定審議会を設置し、種目ごとに調査研究を実施し、この審議会の調査研究結果をもとに選定資料を作成し、採択権者に送付することにより、助言を行うこととなっております。これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に規定されているところでございます。市川市、浦安市の2市から成ります葛南西部採択地区協議会は、調査研究を行うに当たりまして、千葉県教育委員会と同様に、専門知識を有する学校の管理職及び教員により構成される調査研究委員会を設置しまして、種目ごとに調査研究を実施しております。調査研究会の委員長は、調査研究結果をもとに採択地区協議会で報告することとなっております。その後、調査報告を受けた協議委員は、各市それぞれで選定を行いまして、最終的には両市の委員で構成される採択地区協議会で1つの教科書に絞り込んでいく協議を経まして、選定の結論を出してまいります。その後、各市の教育委員会会議に議案として提出され、採択が決定いたします。この手順につきましては、法に則っておりますので、問題はないものと思われま。続きまして、2つ目の教育委員会は教科書採択委員会に全面的に依存することなく、市民に対して公開により採択理由を説明し、質問する機会を設けることという請願でございますけれども、教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条、先ほど申し上げたものですが、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択につきましては、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない、このように定められております。採択地区協議会は、静ひつな採択環境を確保いたしまして、外部からの働きかけに左右さ

れることなく、公正かつ適正な採択がなされることが重要でございます。そのために、円滑な採択事務に支障を来すことがないように、採択が終了する8月31日までは、採択地区協議会並びに採択協議委員、研究調査委員、選定資料とともに千葉県では非公開とされております。したがって、葛南西部地区採択協議会、教育委員会会議におきましても、これに従いまして非公開としているところでございます。ただし、採択業務が完了する8月31日の翌日の9月1日以降に採択地区の教科書採択に関する関係資料等につきましては、手続によりまして、公開請求に応じております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。続きまして(3)平成23年度全国学力・学習状況調査についてを説明してください。

○ 指導課長

市川市の児童生徒の学力・学習状況を把握する取り組みにつきましてご報告いたします。前回お知らせいたしましたように、市川市として全校実施を予定しておりました全国学力・学習状況調査の実施は見送ることといたしました。理由といたしましては、国、県が実施を見送ったことに伴いまして、1つ目の理由といたしましては、9月26日以降の小6、中3の実施では、集計分析が年度末になることとなりまして、各学校が指導の改善に生かしていくことが年度内にはできないこと、また、児童生徒本人や保護者にとっても結果を生かすことが難しいことがございます。2つ目といたしまして、教育委員会といたしましても、国や県の集計、分析がなされないために、他の自治体との比較検討ができなく、客観的なデータが得られない、こういうことがございます。3つ目といたしまして、数社からの見積もりでございますけれども、現在の予算額が抽出校以外の学校の採点分析の委託料でございますので、全校実施の予算を賄うことができないということが挙げられます。次に、問題冊子については配付を教育委員会として希望したところでございますけれども、このことにつきましては、市川市教育委員会といたしまして、全国学力・学習状況調査の調査問題は、これまでの分析から非常に質の高い問題となっていることを情報として得ております。内容的にも基礎的、基本的な内容の定着を確認できる問題であること、それから新しい学習指導要領で示されている子どもたちにつけたい力を確認できる問題である、こういう認識をしていることから、問題用紙の配付を全校希望いたしました。調査問題につきましては、各学校の実態に応じまして、その問題の内容を学習中に取り上げて生かしていくこと、または先生方の研修の内容に加えていくこと、それから児童生徒を通じまして、保護者にもその問題を見ていただきまして、今後つけなければいけない学力の方向性を家庭においても確認してもらうこと、またはこの問題を学年末までとどめおきまして、小学校5年生、中学校2年生であれば、年度末の調査に生かしていただきたいこと等々の、

活用については各学校で校長判断で柔軟に対応していただければということを進めてまいります。いずれにいたしましても、児童生徒の学力の向上のために活用していただくこととなりますけれども、指導課といたしましては、平成23年度の全国学力学習状況調査問題冊子の活用例、こういったものについてまとめまして、10月下旬、または11月上旬に各学校に配付をさせていただく予定でございます。また、児童生徒の学力の状況を把握するということに関しましては、予算の範囲内で業者テストを実施しまして、児童生徒の学力の実態を把握していく方向で現在検討を進めているところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。続きまして(4)平成23年度市川市還暦式についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

その他の(4)平成23年度市川市還暦式につきまして、その内容が決まりましたので、口頭にてご説明いたします。還暦式のオープニングでございますが、去年は市民楽団の演奏でベートルズメドレーを聞いていただいたのですが、今年度につきましては、小学生を中心としましたチアリーディングチームのレッドフェアリーズに元気よく踊っていただこうと考えております。この団体は、昨年度の成人式にも出演し、好評を得ております。また、記念講演ですが、こちらのほうは落語家の三遊亭圓窓氏をお招きしまして、「生涯学習から笑涯楽習が生まれる」という演題で講演をしていただきまして、あわせて落語を一席披露していただこうと考えております。以上のような内容で進めてまいりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。続きまして(5)第3回博物館サマーフェスタの開催についてを説明してください。

○ 考古博物館長

お手元の資料に従いまして、簡単にご説明をさせていただきます。今回第3回の博物館サマーフェスタということで、日時は8月20日午前10時から午後3時の時間帯におきまして実施する予定で考えております。会場につきましては、考古博物館の庭といいますか、駐車場付近、それと歴史博物館の南側広場、同様に堀之内貝塚、これがメインにはなりますけれども、この緑地を利用しながら祭典を開いていこうという考え方でございます。主催につきましては、市立市川考古博物館及び歴史博物館ではございますけれども、実態といたしましては、博物館のこれまでの講演とか、あるいは研修、そういったものに参加をくださった皆さん方が組織するボランティアグループ、こ

れには火起こしの関係で、子どもさんたちの教育支援活動を行っているボランティアの方々、あるいは博物館の開設当初から活動をなされております博物館友の会、また地元の自治会、こういった方々、その他にもございますけれども、そういった地元を巻き込んだ形の、あるいは博物館の利用者を巻き込んだ形での祭典とすべく現在調整を進めているところでございます。開催の趣旨といたしましては、今ご説明したとおりのことでございますけれども、できるだけ国の史跡であります堀之内貝塚を中心として、その資料を保管あるいは展示いたす考古歴史博物館、こういったものをセットとして有機的に活用して祭りを進めていくという考え方で考えております。その内容でございしますが、これは例年と大きくは変わりませんが、縄文、古代の火起こし体験、こういったものは、小学校の学校体験でも実施しておりますが、こういったものを家族を含めて全体で楽しんでいただくというようなところに主眼を置きながら、一緒に勾玉をつくったり、あるいは本当の昔の遊び、お父さん、お母さんでも若干今の年齢層でいけば懐かしいと思うか、あるいはその辺について若干知ってはいるけれども、実際にはさわったことがない、つくったことがない、そういったものも取りまぜて、いろいろな遊びを通して歴史、民俗の勉強をしながら、子どもと一緒に楽しんでいただくような祭典にしていきたいと考えている次第でございします。こういったものを通して、8月20日につきましては、3時までの間にいろいろな催しを段階的に組んでご案内を差し上げてまいりますけれども、万が一雨天の場合につきましては、考古歴史博物館内を利用いたしまして、この中でできる範囲で皆さん方に楽しんでいただけるようなものを開催していくという考え方で進めております。なお、これにつきましては、後ほど広報等でも皆さんにご紹介をし、できるだけ大勢の方にお見えになっていただけるように努力をしてまいりたいと思います。ちなみにこれまで1回、2回のサマーフェスタにつきましては、おおよそ300から500名程度の来客があったということで、でき得れば、今回それを上回るような形でにぎやかに祭典を開いていきたいという考え方で進めております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成23年7月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後2時46分閉会)

署名委員

委員長

守田川 進

委員

五十嵐 美子

委員

内田 茂男